

京都憲法集会 (予定) 11月3日 (火・休) 13:30~ 円山野音

アドバイス 労働相談ホットライン 0120-378-060 秘密厳守 相談無料

第190号 2020年10月1日(木) 発行責任者 稲村 編集責任者 森下 連絡先 075-811-6770

解と「短縮分の消化」... 月でいう意味がよくなる... 労働時間を短縮

アドバイス

短縮分の消化?! 労働時間短縮... 消化して... 消化しきれない... 消化しきれない... 消化しきれない...

★相談事例①... (女性20歳代・サ... ービス業・正社員)

9月の相談活動の特徴(新規) センター発足以来の相談件数は1万8千520月件になりました。(9月末日現在)

Table with 3 columns: 項目, 件数, 当月比率. Rows include 面談, 電話・メール, FAX・その他, 単産・弁護士紹介, 合計, 解雇, 退職強要・勸奨, 賃金・残業代未払い, etc.

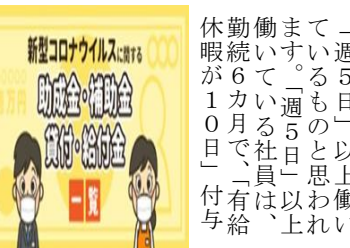
Table with 3 columns: 項目, 件数, 当月比率. Rows include 男性, 女性, 不明, 合計.

組織拡大 なし

を辞める前に短縮... 時間を短縮... 労働時間短縮... 労働時間短縮...



したのだから、会社... 日・何曜日と記載... 上働いたら、それ... せん。義務はありま...



3、あなたは正社員... ということなので、... 「週5日」以上働い... ているものと思われ... ます。「週5日」以上... 働いている社員は、... 出勤が10日」付与...

★相談事例②... (男性60歳代・運送... 業・正社員) 恫喝し、物を投げた

されます。4、あなたは勤続1... 年とのことなので、... 「有給休暇が10日... 」付与されています... ですので、会社を辞め... るまでに「有給休暇... で10日間」会社を... 休んだ後、退職する... ことができます。

アドバイス... 解雇... 恫喝し、物を投げた... 解雇... 恫喝し、物を投げた...

ある日突然、「解雇... する」と言われ... た。理由は物を会社... に届けたときに、守... 衛さんを恫喝し、モ... ノを投げつけた」と... のこと。

その後、8月上旬... 会社から「いつか... から会社に出られる... か？」という電話が... あったので、「重い... ものを持たない仕... 事なら8月中旬(仕... 明け)から出られ... る」と返事したら、... 会社も了解した。... その後、8月下旬... に数日間出勤して... 軽作業を行った。... 8月下旬に出勤... したら、鉄筋を運ぶ... ように命じられた... ので、「重いものを... 運ぶのは無理」と断... った。断つてから、... 出た。

せめて解雇予告手当... が欲しい... 鉄筋工作物を製... 作する零細企業に... 勤務。6月にブラ... ベートだけがをし... た。結果、6月中旬... から8月中旬まで... に療養することと... なった。また、6月... 下旬に「9月末で退... 職する」と会社に申... した。

★相談事例③... (男性20歳代・鉄... 筋工作・正社員) 1、労働組合に加入... もしくは結成、... 2、労働審判、3、... 労働委員会に訴え... ん、という解決方法... を説明。労働委員... 会を希望したので、... 電話番号を伝えた。

れたので、1週間ほど休んだ。9月初めに休業手当の給付を受けるために、必要書類を会社に要請したら、8月末で雇用を打ち切った（解雇）と言われた。せめて解雇予告手当を請求したいがどうしたらいいか？
来週には郷里の沖縄に帰る予定。

アドバイス

労働局もしくは労働委員会にあつせん申請したらどうですか？しかし、沖縄に帰ってしまったら補償させるのは事実上困難。

相談事例④：★
(40代男性・飲食店、正社員)

コロナで会社倒産！

ホテル内の飲食店に勤務。コロナの影響で売り上げが減少し、7月末で倒産。5・6・7月の賃金が未払い。どうしたらいいか？

アドバイス

立て替え払い制度の活用を！

「賃金の支払いの確保等に関する法律」に定められてい

る「企業の倒産」に該当した場合は、未払い賃金の一定範囲について「労働者健康福祉機構」が、事業主に代わって支払う制度を利用してできる。詳しいことは労働基準監督署に聞いてください。

編集部注

倒産の場合は、このアドバイスの前々月号で詳細紹介した新型コロナ休業支援金・給付金（労働者が直接請求できる新制度・厚労省へ）が適用できる新制度に基づき8割請求ができません。実際働いてきたのに！新制度・緊急制度の矛盾（これまでの救済制度が低レベルであること含め）とも言えます。



相談事例⑤：★
(60代男性・ビル管理業)

うちは6割のみ！

コロナで、4月から休業となり、4月1日から6月末までの賃金6割の休業手当を振り込まれた。雇用金で10割出るのではないかと会社には言ったが、うちは6割しか出ないの一点張り。社労士もついている。

アドバイス

7月と8月分の休業手当を、個人請求8割できる新制度を説明し、コールセンターの電話番号を教えた。

編集部注

残念ながら、6割以上であれば法違反にはならないので、労組結成か加入で乗り越えるしかなくありません。「運転資金」節約のために6割だと、6割しか出さないうと言ってるだけです。

そんな会社に、雇調金の手続きを辞めさせて、労働者本人が申請して8割獲得の方が労働者にとっても有利になるのでありますが、変な制度ではありません。もちろんすべて中小企業の場合です。



相談事例⑥：★
(40代女性・特別定額給付金関連作業委託業務・派遣社員)

派遣社員だが、仕事の中身が問題！

派遣会社から、特別定額給付金の手続きを委託された企業に、派遣されていた派遣社員。雇用期間は6月上旬から12月末という説明を受けた。実際の契約書では、契約期間が1か月で、「1か月ごとに更新する」という説明を受けた。6月と7月の契約をしたが、仕事が減ってきたので自宅待機となった。賃金は100%保障された。

さらに、契約期間中の7月いっぱいまでは、「同等の仕事を探している」と説明された。しかし、8月以降は契約を更新しないとわれ、さらに契約が満了した8月以降は、「8月以降は契約をしないので、他の派遣先を探す義務はない」と手のひらを返した対応。また、一部の者は8月以降も契約を延長されている。なんとかならないのか？

アドバイス

1、労働組合を立ち上げ、「雇止め撤回・約束通り12月までの雇用を確保せよ」の実現をめざす。
2、労働審判で闘う。ただし、「12月末まで契約する」ということの実証が必要となる。

編集部注

このような新型コロナ感染問題関連の給付金事業で働く労働者からの労働相談が、全国の相談センターやユニオンにたくさん寄せられていて、その仕事・業務の目的からして何をかいわんやの状態です。安倍政権とその継承政権含めての思い付き的な、その場しのぎの、人気取りだけの政策のありようが現場の労働者にも犠牲転嫁された形となっており、あちこちで労働争議が展開されています。

コロナ関連の相談
落ち着く方向
新規相談件数
(内コロナ関連件数)

一月	20件 (0)
二月	29件 (0)
三月	43件 (2)
四月	76件 (49)
五月	49件 (29)
六月	53件 (23)
七月	38件 (15)
八月	39件 (13)
九月	24件 (5)

このような新型コロナ感染問題関連の給付金事業で働く労働者からの労働相談が、全国の相談センターやユニオンにたくさん寄せられていて、その仕事・業務の目的からして何をかいわんやの状態です。



**憲法9条改憲NO！改憲発議に反対する
全国緊急署名をすすめよう！**